

## その他の事項についての検討項目案

### 仲裁の非公開性について

仲裁の非公開性について、どのように考えるか。また、この点について、規定を設けるべきか。

( 検討対象事項 )

#### 1 非公開の原則が及ぶ手続等の範囲

- (1) 審尋，証人尋問等期日における手続，審理等
- (2) 仲裁判断
- (3) 仲裁手続関係書類（仲裁申立書，答弁書，準備書面，書証，期日や証人尋問等の調書）を含む仲裁の事件記録

#### 2 非公開の原則の例外（仲裁手続や仲裁判断を一定の場合に公開することを許容すべきか。許容するとした場合，その要件，公開が認められる範囲等について，どのように考えるべきか。）

### 【コメント】

通常の裁判と比較した場合の仲裁の主要なメリットのの一つが仲裁手続の非公開性にあることについては，格別の異論はないと思われる。

もっとも，モデル法（模範法）には，この点についての規定はない（なお，後記建設業法第25条の20参照）。

本項目においては，その範囲（検討対象事項1，2）について，実務の状況も踏まえて御議論いただきたい。

仲裁手続及び仲裁判断の適正，公平等を担保し，あるいは，仲裁判断についての予見可能性を確保するため，一定の場合に仲裁判断を公開することを認めるべきであるとする意見もあり，仲裁機関の中にはこれを行っているものもある（例えば，社団法人日本海運集会所。後記の同集会所の海事仲裁規則第36条参照）。そこで，特に，仲裁判断についての公開の許否，認めるとした場合の

要件等について検討する必要がある。

また、仲裁の非公開性の裏腹となるものとしての当事者、仲裁人等の守秘義務についても問題となる。

この点に関し、非公開の原則が及ぶ人的範囲（当事者の補助者や会社の担当者等の審尋への出席の可否）も一応問題となりうるが、これは、守秘義務を負う者の範囲の問題の一環として位置づけられよう。

なお、仲裁の非公開性については、仲裁判断の承認執行の裁判や取消しの裁判等裁判手続の場面でも問題となる。

（注）守秘義務については、その有無・根拠、範囲、違反に対する効果等のほか、刑事上の責任についても論ずる余地がある。刑事上の問題については、後に取り上げる。

（参考）

- ・ 建設業法第25条の20  
「審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。」
- ・ 社団法人国際商事仲裁協会商事仲裁規則第42条（国内商事仲裁規則第40条も同旨）  
「1. 仲裁手続およびその記録は、非公開とする。  
2. 仲裁人、協会の職員、当事者およびその代理人または補佐人は、仲裁事件に関する事実または仲裁事件を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。ただし、仲裁裁判所の許可の条件に従って行う場合はこの限りでない。」
- ・ 社団法人日本海運集会所海事仲裁規則第16条第(3)項、第(4)項  
「(3) 仲裁人は、仲裁の内容、当事者名その他当該事件に関連した事項を第三者に漏らしてはならない。  
(4) 仲裁人が前3項のいずれかに違反したときは、その仲裁人は直ちに辞任しなければならない。」  
同規則第19条第(3)項  
「仲裁手続及びその記録は非公開とし、仲裁の当事者、その代理人その他の関係者は、仲裁の内容、当事者名その他進行中の当該事件に関連した事項を第三者に漏らしてはならない。」  
同規則第36条  
「仲裁判断は、予め当事者双方の反対の意思表示がない限り、公表することができる。」

## 仲裁費用及び仲裁人の報酬について

仲裁費用の種類、額、負担割合、予納の在り方等について、どのように考えるか。例えば、当事者が合意によって定めることができることとすることでよいか（そのように解するとしても、種類や額、変更が認められる範囲等について社会通念上一定の

合理的限度があるとすべきか。)。また、その種の合意を許容するとして、合意がない場合の取扱いについて、どのように考えるか（仲裁手続に関する問題として、仲裁人が決定するものとするものでよいか。)

( 検討対象事項 )

- 1 仲裁費用の種類及び額（特に、仲裁人の報酬について、仲裁費用に含まれるとし、その額について当事者間に合意がなければ、仲裁人が定めるものとするものでよいか。)
- 2 当事者が仲裁廷に仲裁費用の負担額を決定することを委ねている場合における負担割合の決定基準と判断の方法（訴訟における敗訴者負担の原則 民事訴訟法第61条参照 と同様の準則が当てはまるか。また、仲裁廷は、仲裁判断の主文の一部としてこれを決定するものとするものでよいか。)
- 3 費用の予納の在り方（予納すべきか否か、その額はいくらか、また、その時期はいつか、さらに、費用が予納されない場合に仲裁手続はどうなるかといった問題について、どのように考えるか。)
- 4 仲裁廷の費用についての決定に対する不服申立て（仲裁判断に対する一部取消しの問題として取り扱うものでよいか。仲裁人の報酬については、別異に取り扱うものとするべきか。)

#### 【コメント】

モデル法（模範法）には、仲裁費用に関する規定はないが、UNCITRAL 仲裁規則（UNCITRAL Arbitration Rules 1976年 昭和51年 採択）は、後記のとおり、費用の種類（第38条）、仲裁廷の手数料（第39条）、敗れた当事者の負担の原則とその例外等（第40条）及び費用の予納（第41条）について規定している。

常設仲裁機関にあっても、仲裁規則において費用についての規定を設けており、これに従って処理されるのが通常である。

これらの規則も、最終的にはこれに依拠することとした当事者の合意によって正当づけられることになるものと解される。

本項目では、当事者の合意（機関仲裁における仲裁規則による場合を含む。）を基本とし、それが無い場合には仲裁人が決定するものとするものでよいかを

御確認いただく（ただし、仲裁人の報酬については、いわゆるお手盛り防止の工夫が必要になる。）とともに、仲裁の費用として具体的にどのようなものがあるか、また、それらについて規定を設けるかといった問題について、実務的観点から御議論いただきたい。

（参考）

・ UNCITRAL 仲裁規則第 38 条

「仲裁廷は、仲裁判断において仲裁の費用を定めなければならない。『費用』とは、次に掲げるもののみとする。

- (a) 各仲裁人ごとに別々に記載され、第 39 条の規定に従って仲裁廷自身が定める仲裁廷の手数料
- (b) 仲裁人が負担した旅費その他の経費
- (c) 仲裁廷が求めた鑑定人その他の助力についての費用
- (d) 証人の旅費その他の経費のうち、仲裁廷が認めた経費
- (e) 勝った当事者の弁護士等の費用。ただし、仲裁手続においてこの費用を請求した場合であって、かつ、仲裁廷が合理的と認めた範囲の費用に限る。
- (f) 仲裁人選定担当者の手数料及び経費、並びにハーグ常設仲裁裁判所の事務局長の経費」

同規則第 39 条

- 「(1) 仲裁廷の手数料は、紛争の対象額、事案の複雑さ、仲裁人が費やした時間、及びその他の関連する事情を考慮して、合理的な金額でなければならない。
- (2) 仲裁人選定担当者が当事者間で合意され、又はハーグ常設仲裁裁判所によって指定された場合であって、その仲裁人選定担当者がそこで扱う国際的な事件における仲裁人の手数料についての規程を明らかにしている場合には、仲裁廷は、仲裁廷の手数料を定めるにあたり、事案の事情に照らして適当と判断する限度で、その手数料規程を考慮に入れなければならない。
- (3) その仲裁人選定担当者が国際的な事件における仲裁人の手数料についての規程を明らかにしていない場合には、いずれの当事者も、いつでも、その仲裁人選定担当者に対し、その者が仲裁人を選定した国際的な事件において通常用いられている手数料決定の基礎を明らかにするよう求めることができる。その仲裁人選定担当者がこれを明らかにすることに同意した場合には、仲裁廷は、仲裁廷の手数料を定めるにあたり、事案の事情に照らして適当と判断する限度で、その情報を考慮に入れなければならない。
- (4) 第(2)項及び前項の場合において、当事者の求めに応じて仲裁人選定担当者がその任務を果たすことに同意したときには、仲裁廷は、その仲裁人選定担当者と協議した後でなければ、仲裁廷の手数料を定めることはできない。仲裁人選定担当者は、手数料に関し、仲裁廷に対して適当と認める意見を述べることができる。」

同規則第 40 条

- 「(1) 次項に定める場合を除き、仲裁の費用は原則として敗れた当事者の負担とする。もっとも、仲裁廷は、負担を配分することが相当であると判断したときは、事案の事情を考慮して、両当事者に費用を配分することができる。
- (2) 第 38 条(e)号に定める弁護士等の費用に関しては、仲裁廷は、事案の事情を考慮して、いずれの当事者がその費用を負担すべきかを決定し、又は、負担を配分することが相当であると判断したときは、両当事者にその費用を配分することができる。
- (3) 仲裁廷が仲裁手続の終結を命じ、又は合意内容に基づく仲裁判断を作成した場合には、仲裁廷は、その命令又は仲裁判断において、第 38 条及び第 39 条第(1)項に

定める仲裁の費用を定めなければならない。

- (4) 仲裁廷は、第35条乃至第37条の規定に従ってした仲裁判断の解釈、訂正又は補完については、追加の費用を課すことができない。」

同規則第41条

- 「(1) 仲裁廷は、それが構成された時点で、各当事者に対し、第38条(a),(b)及び(c)号に規定する費用に相当する金額を予納することを命ずることができる。
- (2) 仲裁廷は、仲裁手続の進行中に、各当事者に対して追加の費用の予納を命ずることができる。
- (3) 仲裁人選定担当者が当事者間で合意され、又はハーグ常設仲裁裁判所によって指定された場合であって、当事者の求めに応じて仲裁人選定担当者がその任務を果たすことに同意したときには、仲裁廷は、その仲裁人選定担当者と協議した後でなければ、予納及び追加の予納の金額を定めることはできない。仲裁人選定担当者は、予納及び追加の予納に関し、仲裁廷に対して適当を認める意見を述べることができる。
- (4) 当事者が予納の命令を受領した後30日以内に命じられた金額の全額を支払わない場合には、仲裁廷は、その当事者又は他方の当事者がその支払をすることができるように、両当事者に不払いの事実を通報しなければならない。その後もその支払がなされない場合には、仲裁廷は、仲裁廷の一時停止又は終結を命ずることができる。
- (5) 仲裁廷は、仲裁判断を下した後、当事者に対し、受領していた予納金の清算報告をし、残額がある場合にはこれを当事者に返還しなければならない。」
- ・ ドイツ法は、モデル法（模範法）と異なり、次のとおり、第1057条で費用に関する規定を設けている。その理由は、手続費用の問題が重要であるにもかかわらず、当事者はしばしばその点についての合意をしていないことにあるとされる（春日偉知郎「ドイツの新仲裁法について（下）」30頁 JCAジャーナル平成11年8月号）。
- 「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、仲裁裁判所は、仲裁判断において、当事者に生じた費用であって、権利の追行上必要な費用を含む仲裁手続の費用を、当事者がいかなる範囲で負担すべきかについて裁判しなければならない。この場合に、仲裁裁判所は、個々の事件の諸情況、特に手続の結果を斟酌して裁量により裁判する。
- (2) 仲裁手続の費用が確定している限り、仲裁裁判所は、当事者がいかなる額を負担しなければならないかについても裁判しなければならない。費用の確定がなされず又はこれが仲裁手続の終了後に初めて可能であるときは、これについては別途の仲裁判断において裁判をする。」

## 裁判所の管轄について

仲裁に関し、援助、監督その他の裁判、事務等を行う裁判所の管轄について、どのように考えるか。

（検討対象事項）

- 1 仲裁人の選定
- 2 仲裁人の忌避

- 3 仲裁人の任務終了決定についての裁判（後記「(参考)」欄に引用するモデル法（模範法）第14条のような制度を導入する場合）
- 4 仲裁人の管轄（権限）についての裁判（後記「(参考)」欄に引用するモデル法（模範法）第16条第(3)項のような制度を導入する場合）
- 5 証拠調べへの援助
- 6 仲裁判断の承認及び執行の裁判
- 7 仲裁判断の取消しの裁判
- 8 外国仲裁判断の承認及び執行の裁判

#### 【コメント】

(1) モデル法（模範法）は、第6条、第27条及び第35条において、所定の職務を行う裁判所（ただし、第6条にあっては、同条に定める職務を行うことのできる他の機関を含むとしている。）について言及しているが、いずれの裁判所が管轄を有するかについての具体的規律は、各法条の文言が示すとおり、各国の国内法で定めるものとしていると解される。

(2) 検討対象事項に掲げたような各種の手続については、8の外国仲裁判断の承認及び執行の裁判を除き、仲裁地所在地を管轄する裁判所とすることを基本とすることが考えられる。

ただし、1の仲裁人の選定や2の仲裁人の忌避については、事案により、仲裁地が定まっていない場合も生ずることが考えられ、そのような場合に補充的な、あるいは競合する管轄裁判所を設けるかどうかについて検討する必要があるろう。

なお、仲裁地が定まっていない場合の中には、将来外国の地が仲裁地として定まる可能性もないではない。また、当初から仲裁地が外国に在る場合もありうる。これらの場合において、当事者の双方又は一方が日本人又は日本の企業である、あるいは日本人の仲裁人の選定、忌避等が問題とされているようなときは、日本の裁判所に管轄を認めるべきかは、なお慎重に検討する必要があると思われる。

(3) 仲裁地所在地を管轄する裁判所のほか、補充的な、又は競合する管轄裁判所を設けるべきかも問題となる。

例えば，1の仲裁人の選定については相手方の住居所等の所在地を管轄する裁判所，2の仲裁人の忌避については仲裁人の住居所等の所在地を管轄する裁判所を加えるべきかといった例が考えられる。

また，5の証拠調べへの援助については，尋問を受ける証人等の所在地を管轄する裁判所などを，6の仲裁判断の承認及び執行の裁判並びに7の仲裁判断の取消しの裁判については，相手方（債務者）の住居所等の所在地を管轄する裁判所などを，それぞれ加えるべきかについて検討を要しよう。

- (4) 8の外国仲裁判断の承認及び執行の裁判については，相手方（債務者）の住居所等の所在地，相手方（債務者）の財産所在地等を管轄する裁判所が考えられよう。
- (5) さらに，法で定めるこれらの裁判所の管轄は，その限度で専属的なものか，あるいは，当事者の合意管轄を許容するものかも，一応問題となる。ちなみに，ドイツ法第1062条は，後記のとおり，一部の事項については仲裁合意中に掲げられた裁判所（高等裁判所）が原則として管轄を有するとしている。
- (6) 現行の公催仲裁法においては，仲裁手続不許の訴えが認められていると解される（同法第805条参照）。仲裁権限を争う制度としてこの種の裁判手続を設けるか（設けるとした場合，その内容や効力についてどのように考えるか。）について，管轄の問題と併せて検討する必要がある（8頁末尾注参照）。
- (7) なお，公催仲裁法第805条は，簡易裁判所にも管轄を認めているが，事物管轄については，地方裁判所に限定するのが相当と思われる。

（参考）

・ モデル法（模範法）第6条

「第11条(3)項，第11条(4)項，第13条(3)項，第14条，第16条(3)項及び第34条(2)項に定める職務は，(この模範法を制定するそれぞれの国が，一つもしくは複数の裁判所，又はそこで定められているときは，これらの職務を行うことのできる他の機関をここに示す)によって行われる。」

（注）上記第6条で引用されている条項の規定事項は，次のとおりである。

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 第11条第(3)項 | 仲裁人選定手続について当事者間に合意がない場合の補充手続        |
| 同条第(4)項   | 当事者が合意した仲裁人選定手続が効を奏しない場合の補充手続       |
| 第13条第(3)項 | 裁判所による仲裁人の忌避手続                      |
| 第14条      | 仲裁人の行為の懈怠又は不能の場合の裁判所による任務終了決定等      |
| 第16条第(3)項 | 仲裁廷の管轄（権限）についての仲裁廷の判断に対する裁判所への不服申立て |

### 第34条第(2)項 仲裁判断取消しの裁判

#### ・モデル法（模範法）第27条

「仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、この国の権限ある裁判所に対し、証拠調べのための援助を申し立てることができる。裁判所は、その権限内で、かつ証拠調べに関する規則に従い、申立を実施することができる。」

#### 同法第35条

「(1) 仲裁判断は、それがなされた国のいかにかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば、本条及び第36条の規定に従い、執行されなければならない。」

(2) 判断に依拠し又はその執行を申し立てる当事者は、妥当に認証された判断の原本又は妥当に証明されたその謄本及び第7条に定める仲裁合意の原本又は妥当に証明されたその謄本を提出しなければならない。判断又は仲裁合意がこの国の公用語で作成されていないときには、当事者は、これらの文書の、公用語への妥当に証明された翻訳を提出しなければならない。」

#### ・ドイツ法第1062条

「(1) 仲裁契約中に掲げられた高等裁判所、又はそうした記載がない場合には仲裁地がその管轄区域内にある高等裁判所は、以下の申立てに関する裁判について管轄権を有する。

1 仲裁人の選定（第1034条、第1035条）、仲裁人の忌避（第1037条）又は仲裁人の任務の終了（第1038条）

2 仲裁手続の許可若しくは不許可の確定（第1032条）又は中間判断において自己の管轄権を肯定する仲裁裁判所の判断（第1040条）

3 仲裁裁判所の暫定的又は保全的措置の命令の執行、取消又は変更（第1041条）

4 仲裁判断の取消（第1059条）若しくは仲裁判断の執行宣言（第1060条以下）又は執行宣言の取消（第1061条）

(2) 第(1)項第2号前段、第3号又は第4号の場合において本邦に仲裁地が存在しないときは、申立人の相手方の住所若しくは居所がその管轄区域内にある高等裁判所が、また申立人の相手方の財産又は仲裁の申立てにより請求し若しくは処分に関係する対象がその管轄区域内に存する高等裁判所が、これらの裁判について管轄権を有し、また補助的にベルリン高等裁判所が管轄権を有する。

(3) 第1025条第(3)項の場合には、その裁判について、その管轄区域内に原告又は被告が住所又は常居所を有している高等裁判所が管轄権を有する。

(4) 証拠調べの際の援助又はその他の裁判所の行為（第1050条）については、その区域内において裁判所の行為が行われるべき区裁判所が管轄権を有する。

(5) 1つの州内に複数の高等裁判所が設置されているときは、その管轄権を州政府は法規命令によって1つの高等裁判所に委ねることができる。州政府は、その権限を法規命令によって州司法省に委ねることができる。複数の州は、州の境界を越えて、1つの高等裁判所に管轄権を認めることを合意することができる。」

#### ・公催仲裁法第805条

「(1) 仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、仲裁手続ヲ許シ可カラサルコト、仲裁判断ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ為スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス

(2) 前項ニ依リ管轄ヲ有スル裁判所数箇アルトキハ当事者又ハ仲裁人カ最初ニ関係セシメタル裁判所之ヲ管轄ス」

(注) 公催仲裁法第805条で言及されている「仲裁手続ヲ許シ可カラサルコト」「ヲ目的



トスル訴」は、仲裁契約の不存在や無効の確認請求訴訟として観念されることが多い（中田淳一「特別訴訟手続第1部第3編仲裁手続」128頁以下 日本評論社，昭和13年，小山昇「仲裁法〔新版〕」106，110頁 有斐閣，昭和58年，小島武司＝猪俣孝史「仲裁手続と訴訟手続との抵触」現代仲裁法の論点 287頁以下 有斐閣，平成10年）。

もっとも，最判昭和50年7月15日民集第29巻6号1061頁の事案では，「原告（控訴人）と被告（被控訴人）間の…仲裁手続はこれを許さない。」とする原告（控訴人）の請求について，第1審及び原審は，仲裁合意の存在を認定して請求棄却の実体判断をしている（上告審は，上告を棄却しているが，判示事項は，仲裁合意の準拠法及び分離可能性についてである。）

## 仲裁に関する期間について

仲裁に関する期間及びその効力について，どのように考えるか。また，この点について，規定を設けるべきか。

（検討対象事項）

- 1 仲裁付託期間（仲裁合意成立又は紛争発生から，いつまで仲裁に付することができるかという期間）
- 2 仲裁人選任期間
- 3 仲裁の審理期間又は仲裁判断までの期間

### 【コメント】

- (1) モデル法（模範法）には，これらの期間についての明文規定はない（ただし，後記(2)，(3)参照）。
- (2) 仲裁人選任期間については，一方当事者が仲裁人を選任しない場合の手続遅延の防止に意味があるとされるが，仲裁人選任手続の在り方と密接に関連するため，これらを一括して検討するのが妥当と思われる（後記モデル法（模範法）第11条参照）。

また，仲裁の審理期間は，仲裁人選任又は仲裁申立てから審理終結までの期間であるが，これを単独に規律することは少なく，規定を置く場合には，仲裁判断までの期間又は審理終結から仲裁判断までの期間を定める例が多いようである。

- (3) 仲裁の審理期間又は仲裁判断期間を定めた場合において，それが徒過したと

きは、仲裁人の責任（解任，報酬の減額等）が生じうるが，仲裁に付託された紛争の処理の問題が残る（規定を設ける場合には，これを訓示規定とする，あるいは，当事者の合意や裁判所の判断による期間延長等の措置で対応することが考えられよう。）。

ちなみに，モデル法（模範法）第14条第(1)項は，仲裁人の行為の懈怠又は不能の場合に関し，当事者の合意又は仲裁人の辞任による任務終了について規定している（既出第2回仲裁検討会資料5の4(1)，(2)5頁から7頁まで参照）が，仲裁付託期間及びその効果についての明文規定はない。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第11条第(2)項から第(4)項まで
  - 「(2) 当事者は，本条(4)項および(5)項の規定に反しない限り，単独又は複数の仲裁人選定手続を，自由に合意して定めることができる。
  - (3) かかる合意のないとき
    - (a) 3名の仲裁人による仲裁においては，各当事者が1名の仲裁人を選定し，そのようにして選定された2名の仲裁人が第三仲裁人を選定する。一方の当事者が他の当事者から仲裁人選定の請求を受領した後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき，又は選定された2名の仲裁人が選定後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき，その選定は，当事者の申立により，第6条に定める裁判所その他の機関が行う。
    - (b) 単独仲裁人による仲裁において，当事者が仲裁人に合意できないときは，一方の当事者の申立により，第6条に定める裁判所その他の機関が仲裁人を選定する。
  - (4) 当事者の合意した選定手続において，
    - (a) 一方の当事者が，かかる選定手続のもとで必要とされる行為をしないとき，
    - (b) 両当事者又は2名の仲裁人が，かかる選定手続のもとで期待されている合意に達することができないとき，又は，
    - (c) 機関を含む第三者が，かかる選定手続のもとで委ねられている任務を行わないときには，  
いずれの当事者も，第6条に定める裁判所その他の機関に必要な措置をとるよう申し立てることができる。但し，選定手続に関する合意が，選定確保のための他の方法を定めている場合はこの限りでない。」
- ・ ドイツ法第1035条及び韓国法第12条も，モデル法（模範法）第11条とほぼ同様の規定である。
- ・ 英国法は，仲裁手続の開始期限の延長（第12条），仲裁判断の延期（第50条）及び仲裁手続に関する期間の制限の延長（第79条）について規定している。

## 仲裁手続に関する罰則規定について

### 1 仲裁人に係る賄賂の罪について

仲裁人に係る賄賂の罪に関する現行法の規定についてどのように考えるべきか。  
例えば、次のような点はどうか。

- (1) 仲裁人に係る贈収賄について、刑法に公務員に係る贈収賄罪と同様の規定が置かれているが、見直すべき点はあるか。
- (2) 国外犯処罰規定について、どのように考えるべきか。

(参考)

- ・ 刑法第197条
  - 「(1) 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。
  - (2) 公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となった場合において、5年以下の懲役に処する。」
- ・ 同法第197条の2
  - 「公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。」
- ・ 同法第197条の3
  - 「(1) 公務員又は仲裁人が前2条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1年以上の有期懲役に処する。
  - (2) 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。
  - (3) 公務員又は仲裁人であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。」
- ・ 同法第198条
  - 「第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」

## 2 仲裁の関係者の秘密漏示について

仲裁の関係者による秘密漏示につき何らかの罰則を設けるべきか。

## 3 その他

その他仲裁手続に関する罰則規定について論ずべき点はあるか。

その他

その他に論ずべき事項があるか。

(注) 仲裁判断の基準(仲裁廷が仲裁判断をするに当たって、選択・依拠すべき基準又は根拠)についてどのように考えるかも問題である。

(参考)

・ モデル法(模範法)第28条

- 「(1) 仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用すべく選択した法の規範に従って紛争を解決しなければならない。一国の法又は法制のいかなる指定も、別段の合意が明示されていない限り、その国の実質法を直接指定したものであって、その国の法抵触規則を指定したものではないと解釈しなければならない。
- (2) 当事者の指定がなければ、仲裁廷は、適用されると認める法抵触規則によって決定される法を適用しなければならない。
- (3) 仲裁廷は、両当事者が明示的に授権したときに限り、衡平と善により、又は友誼的仲裁人として判断しなければならない。
- (4) いかなる場合にも、仲裁廷は契約の条項に従って決定しなければならず、取引に適用される業界の慣行を考慮に入れなければならない。」